

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（概要）

条文	事項	国基準	区分	市の方針(案)
<b>特定教育・保育施設の運営に関する基準</b>				
第4条	利用定員	認定こども園・保育園の利用定員は20名以上とする。 認定区分(1号～3号)ごとに利用定員を定める。(3号認定は1歳未満、1・2歳に区分する。)	従う	国基準に従う
第5条	内容及び手続の説明及び同意	利用申込者に対して、運営規程の概要、職員体制、利用者負担等の重要事項を記した文書をあらかじめ交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	従う	国基準に従う
第6条	正当な理由のない提供拒否の禁止等	支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない。	従う	国基準に従う
第6条	定員を超える申し込みがあった場合の選考(1号認定)	抽選、申し込みを受けた順序、施設設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考、その他公正な方法により選考しなければならない。	従う	国基準に従う
第6条	定員を超える申し込みがあった場合の選考(2号、3号認定)	保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考する。	従う	国基準に従う
第6条	適切な教育・保育の提供が困難な場合の措置	自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、適切な提供のできる他の施設等を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。	参酌	国基準に従う
第7条	あっせん、調整及び要請に対する協力	認定こども園または保育園の利用について、市町村が行うあっせん・調整・要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従う	国基準に従う
第8条	受給資格等の確認	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認するものとする。	参酌	国基準に従う
第9条	支給認定の申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者から申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	参酌	国基準に従う
第10条	子どもの心身の状況等の把握	子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。	参酌	国基準に従う
第11条	小学校等との連携	特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等で提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。	参酌	国基準に従う
第12条	特定教育・保育の提供の記録	特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌	国基準に従う
第13条	利用者負担額の受領	特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	従う	国基準に従う
第13条	利用者負担額の受領(上乗せ徴収)	特定教育・保育の提供に当たって、当該教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。	従う	国基準に従う

条文	事項	国基準	区分	市の方針(案)
第13条	利用者負担額の受領 (実費徴収)	特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 ①日用品、文房具等の購入に要する費用 ②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用(幼稚園児の給食費や保育園児3歳以上児の主食分) ④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤特定教育・保育の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	従う	国基準に従う
第13条	利用者負担額の受領 (上乗せ徴収、実費徴収に係る支払いの同意)	上乗せ徴収、実費徴収の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得なければならない。	従う	国基準に従う
第14条	施設型給付費等の額に係る通知等	施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知しなければならない。	参酌	国基準に従う
第15条	特定教育・保育の適切な提供	次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ①幼保連携型認定こども園 → 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②認定こども園(①を除く) → ③及び④に掲げる事項 ③幼稚園 → 幼稚園教育要領 ④保育所 → 保育所保育指針	従う	国基準に従う
第16条	特定教育・保育の評価	提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌	国基準に従う
第17条	相談及び援助	常に支給認定こどもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、児童又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。	参酌	国基準に従う
第18条	緊急時等の対応	職員は特定教育・保育の提供を行っているときに児童の体調に急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	参酌	国基準に従う
第19条	保護者に関する市町村への通知	保護者が虚偽・不正行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしていることを把握した場合、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならない。	参酌	国基準に従う
第20条	運営規程	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥認定区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項	参酌	国基準に従う

条文	事項	国基準	区分	市の方針(案)
第21条	勤務体制の確保等	適切な教育・保育を提供できるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌	国基準に従う
第22条	定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。	参酌	国基準に従う
第23条	重要事項の掲示	当該特定教育・保育施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない	参酌	国基準に従う
第24条	子どもを平等に取り扱う原則	子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしてはならない。	従う	国基準に従う
第25条	虐待等の禁止	職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従う	国基準に従う
第26条	懲戒に係る権限の濫用禁止	幼保連携型認定こども園及び保育所の長たる管理者は、懲戒に関し、その子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない	従う	国基準に従う
第27条	秘密保持等	職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。 小学校等の他の機関に対して、子どもの情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	従う	国基準に従う
第28条	情報の提供等	保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択できるよう、提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	参酌	国基準に従う
第29条	利益供与の禁止	特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与・収受してはならない。	参酌	国基準に従う
第30条	苦情解決	提供した特定教育・保育に関する子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。	参酌	国基準に従う
第31条	地域との連携等	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流に努めなければならない。	参酌	国基準に従う
第32条	事故発生の防止、発生時の対応	事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ③事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと  事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。	従う	国基準に従う

条文	事項	国基準	区分	市の方針(案)
第33条	会計の区分	特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌	国基準に従う
第34条	記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 特定教育・保育の提供に関する計画・苦情内容の記録等の記録を整備し、5年間保存しなければならない。	参酌	国基準に従う
第35条	特別利用保育の基準	特別利用保育を提供する際には、都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守しなければならない。 特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子ども(1号認定)と利用中の子ども(2号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従う	国基準に従う
第36条	特別利用教育の基準	特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守しなければならない。 特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子ども(2号認定)と、利用中の子ども(1号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従う	国基準に従う
<b>特定地域型保育事業者の運営に関する基準</b>				
第37条	利用定員	利用定員は以下のとおりとする ①家庭的保育事業:1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型:6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型:6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業:1人 上記定員は、事業所ごとに満1歳未満、満1歳以上に区分して利用定員を定めるものとする	従う	国基準に従う
第38条	内容及び手続の説明及び同意	利用申込者に、運営規定の概要、職員体制等の重要事項を記した文書を、あらかじめ交付して説明を行い、特定地域型保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。	従う	国基準に従う
第39条	正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	従う	国基準に従う
第39条	正当な理由のない提供拒否の禁止等 (定員を超える申し込みがあった場合の選考)	保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子供が優先的に利用できるよう選考するものとする。	従う	国基準に従う
第39条	正当な理由のない提供拒否の禁止等 (提供が困難な場合の措置)	特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	参酌	国基準に従う
第40条	あっせん、調整、要請に対する協力	特定地域型保育事業の利用について、市町村が行うあっせん、調整、要請に対し、できる限り協力しなければならない。	従う	国基準に従う
第41条	心身の状況等の把握	特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めなければならない。	参酌	国基準に従う
第42条	特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者(居宅訪問型事業を行うものを除く)は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。 居宅訪問型事業を行う者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従う	国基準に従う

条文	事項	国基準	区分	市の方針(案)
第42条	特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。	参酌	国基準に従う
第43条	利用者負担額の受領	特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	従う	国基準に従う
第43条	利用者負担額の受領 (上乗せ徴収)	特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けるものとする。	従う	国基準に従う
第43条	利用者負担額の受領 (実費徴収)	特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。 ①日用品、文房具等の購入に要する費用 ②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④特定地域型保育の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの	従う	国基準に従う
第43条	利用者負担額の受領 (上乗せ徴収、実費徴収に係る支払いの同意)	上乗せ徴収、実費徴収の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得なければならない。	従う	国基準に従う
第44条	特定地域型保育の取扱方針	特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	従う	国基準に従う
第45条	特定地域型保育に関する評価等	提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参酌	国基準に従う
第46条	運営規程	特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他重要事項	参酌	国基準に従う
第47条	勤務体制の確保等	適切な保育が提供できるよう、事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかななくてはならない。 職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	参酌	国基準に従う
第48条	定員の遵守	やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。	参酌	国基準に従う
第49条	記録の整備	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 保育の提供に関する計画・苦情内容等の記録を整備し、5年間保存しなければならない。	参酌	国基準に従う

条文	事項	国基準	区分	市の方針(案)
第50条	準用	第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。	—	国基準に従う
<b>特例地域型保育給付費に関する基準</b>				
第51条	特別利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が1号認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子ども(1号認定)と利用中の子ども(3号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従う	国基準に従う
第52条	特定利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が2号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る子ども(2号認定)と利用中の子ども(3号認定)の総数が、利用定員の数を超えないものとする。	従う	国基準に従う
<b>特例・経過措置</b>				
附則第2条	特定保育所に関する特例	特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。 特定保育所は、市町村から保育所における保育の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	従う	国基準に従う
附則第4条	利用定員に関する経過措置	小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は6人以上15人以下とする。	従う	国基準に従う
附則第5条	連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって市町村が認める場合は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従う	国基準に従う